

阿蘇市阿蘇学校給食センター調理等業務委託業者募集要項

1 基本

阿蘇市では、阿蘇学校給食センターの調理・配送等の業務を令和 8 年 4 月から令和 13 年 3 月までの期間について業務を委託する民間業者を募集することとしました。

調理業務等を実施する民間業者の決定にあたっては、学校給食の教育的意義や役割を十分理解し、安全でおいしい給食の提供を安定的、継続的に履行できる経験と能力を持つ業者を選定することが求められます。

以上のことから、業者の業務実績、学校給食への理解度、衛生管理体制及び業務遂行能力を総合的に審査して委託業者を選定するプロポーザル方式を採用することといたしました。

この要項は、プロポーザルによる業者募集に関して必要な事項を定めたものです。

2 業務概要

阿蘇市阿蘇学校給食センター調理等業務委託

- ・所在地 阿蘇市黒川 8 8 1 番地 4
- ・施設構造 鉄骨造一部 2 階建 延床面積 2,051.11 m²
(地下:85.84 m² 1 階:1395.13 m² 2 階:500.39 m² 1 階増設部 69.75 m²)
- ・調理方式 フルドライシステム
- ・給食日数 年間 195 日程度
- ・調理食数 一回当たり 1,850 食程度
- ・対象校 小学校 4 校・中学校 2 校
- ・業務内容 「5 業務委託の内容」のとおり

3 業者選定の方法

プロポーザル方式

4 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

5 業務委託の内容（詳細は仕様書に記載）

- (1) 調理
- (2) 配缶、配送、及び回収
- (3) 食器等の洗浄・消毒・保管
- (4) 食材検収の作業
- (5) 残菜、残飯及び厨芥等の集積
- (6) 施設・設備の清掃及び点検
- (7) その他、付帯する業務

6 業者募集スケジュール

募集要項等の配布 令和 7 年 10 月 1 日（水）～令和 7 年 10 月 15 日（水）

現地説明会 令和 7 年 10 月 17 日（金）午後 3 時

提案書類等の受付 令和 7 年 10 月 21 日（火）～令和 7 年 10 月 24 日（金）

一次審査結果の通知及び二次審査の通知 令和 7 年 11 月 上旬頃（予定）

二次審査（ヒアリング審査）実施 令和 7 年 11 月 中旬（予定）

二次審査結果通知 令和 7 年 11 月 下旬（予定）

業務開始準備 選定結果通知から令和 8 年 3 月 31 日

業務開始 令和 8 年 4 月 1 日

7 プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加することができる者は次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更正手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 阿蘇市暴力団等排除措置要綱の規定に該当しないこと。
- (4) 阿蘇市工事等請負、委託契約等に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (6) 業として当該プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいたことがあること。
- (7) 学校給食調理業務の受託実績もしくは、大量調理施設（同一メニューを 1 回 300 食以上または 1 日 750 食以上提供する調理施設）の調理実績を有していること。
- (8) 阿蘇市教育委員会（阿蘇学校給食センター、学校も含む）との連絡調整が速やかに行えること。
- (9) 過去 3 年以内に、食品衛生法の営業禁停止の処分を受けていないこと。

8 担当部局

〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1

阿蘇市教育課

電 話 0967-22-3229（直通）

F A X 0967-22-5205

電子メール kyouiku@city.aso.lg.jp

〒869-2225 阿蘇市黒川 881 番地 4

阿蘇学校給食センター

電 話 0967-24-6670

F A X 0967-24-6671

電子メール hideyuki-s@city.aso.lg.jp

9 募集要項等の配布

令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 10 月 15 日（水）まで

担当部局 阿蘇市阿蘇学校給食センターで配布（午前 9 時から午後 5 時まで）。

10 現地説明会

日 時：令和 7 年 10 月 17 日（金）午後 3 時

場 所：阿蘇市阿蘇学校給食センター（阿蘇市黒川 881 番地 4）

※ 調理室に入室する場合は、清潔な履物及び白衣、帽子を準備してください。

11 募集要項・仕様書等に関する質問の受付

(1) 質問の方法

募集要項・仕様書等に関して質問がある場合は、書面で、阿蘇学校給食センターに持参、FAX 又は電子メールにて提出してください。

(必ず着信を確認してください。)

参加者に、文書又は電子メールにて回答します。

(2) 質問の受付期間

令和 7 年 10 月 1 日 (水) から令和 7 年 10 月 15 日 (水) まで
午前 9 時から午後 5 時まで

12 提案書の提出

(1) 提出期間 令和 7 年 10 月 21 日 (火) ～令和 7 年 10 月 24 日 (金)
午前 9 時から午後 5 時まで)

(2) 提出先 阿蘇市阿蘇学校給食センター

(3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること※令和 7 年 10 月 24 日(金)必着

(4) 提出書類 会社概要書、業務履歴書(実績)及び下記項目を任意様式により提出

● 提案書表紙 (委託名、商号又は名称を記入)

1 学校給食に対する基本的な考え方について

1-①学校給食の位置づけ 1-②安心・安全な給食の提供

2 業務実施体制 (人的体制) について

2-①業務責任者の位置 2-②調理員の配置体制、代替職員の対応
2-③調理員の雇用計画

3 調理員に対する研修について

3-①自社の職員体制研修計画

4 衛生管理について

4-①衛生管理の方針及び体制 4-②調理員の衛生管理・健康管理

5 事故 (食中毒・異物混入等) の危機管理について

5-①事故発生時の対応及び連絡体制

6 学校、給食センターとの連携について

6-①給食センター(所長、栄養教諭)及び学校との連携

7 業務開始までの準備スケジュールについて

7-①準備スケジュール

8 労働安全、労働福祉について

8-①労働安全、労働福祉

9 環境保護及び福祉施策 (障害者雇用、子育て支援) について

9-①環境保護福祉施策

10 事業実績について

10-①学校給食受託実績

11 見積額(5年間分)について

11-①提案内容と見積額の整合性

(5) 提出部数

- ア 提案書 15 部
- イ 会社概要書 11 部
- ウ 業務履歴書 11 部（受託実績を証する資料を添付）

(6) その他

提案書提出後にプロポーザル資格審査の結果、参加資格がないことが判明する場合があります。

13 業者選定の手順

業者選定に当たっては、プロポーザル参加資格審査、一次審査及び二次審査を行います。

- (1) プロポーザル参加資格審査は、応募者の資格適合を審査します。参加資格の確認の結果、非適合の場合は、書面（理由）により通知します。
- (2) 一次審査は、提出された提案書をもとに、「阿蘇市阿蘇学校給食センター調理等委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が審査のうえ、二次審査（ヒアリング審査）の対象者として選定します。なお、審査結果については、書面により令和 7 年 11 月中旬頃（予定）に通知します。
- (3) 二次審査は、一次審査で選定された各業者に選定委員会がヒアリングを行い、一次審査及び二次審査の合計評価点を算出し、最高点の業者を選定します。
- (4) 業者選定に際して評価が同点の場合は、提案書審査の衛生管理項目の評価が、より上位の業者を選定します。なお、それでも同点の場合は、抽選により選定します。

14 プロポーザル参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) プロポーザル参加資格がない旨の通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して 3 日（休日を含まない。）以内に、市長に対してプロポーザル参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができます。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面で回答します。

15 提案書審査（一次審査）の評価基準

提案書の評価項目、判断基準、並びに評価のウェイトは、**別紙 1**のとおりです

16 ヒアリング審査（二次審査）の実施

- (1) 一次審査で選定された業者に対して、ヒアリング審査（二次審査）を下記のとおり行います。
 - ア 実施場所 阿蘇市役所
 - イ 実施日時 令和 7 年 11 月 中旬（予定）
- (2) ヒアリングに参加できる者は、3 名以内とし、その中に本業務で配置を予定している従事者のうち業務責任者となる者を出席させることができます。
- (3) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書のみを使用することとします。また、ヒアリング時の追加資料は受理しないこととします。プロジェクター等を使用する場合は、事前に事務局まで連絡ください。

- (4) ヒアリングに出席しない場合は受託意思がないものとみなし、原則として選定しないものとします。ただし、病気、交通機関の事故等やむをえない理由により出席できないと判断される場合はこの限りではないので、該当する場合はその旨を理由とともに書面にて提出することとします。

17 ヒアリング審査（二次審査）の評価基準

ヒアリング審査の評価項目、判断基準並びに評価のウェイトは別紙2のとおりです。

18 委託業者の決定及び結果通知

- (1) 委託業者の決定は、選定委員会で審査の結果を踏まえ決定することとし、令和7年11月下旬頃に二次審査参加者全員に通知します。
- (2) 選定した業者が辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者と契約交渉を行います。

19 本事業における額の公表

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの契約に基づく委託料の予定額については、阿蘇学校給食センター 475,000,000 円以内 とします。

ただし、この額は消費税及び地方消費税を含む額です。

20 委託料等に関する条件

(1) 履行の確認等

受託者は、令和8年4月分から毎月10日（その日が閉庁日のときは翌日）までに、前月分の業務完了報告書を市に提出することとします。

市は、業務完了報告書を受領したときは、業務が本契約書等に従い適切に履行されていることを確認し、その結果を受託者に通知することとします。

(2) 委託料の支払い

委託料は令和8年4月分を初回として支払います。

受託者は、市から完了を確認した旨の通知を受領したときは、当該月分の委託料を市に請求することができることとします。

市は、請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとします。

なお、市が受託者に支払う各月の委託料（8月は除く）の額は、委託契約金額を5で除して年間委託料を算出（ただし端数は最終年度）し、その年間委託料を12で除した額（端数は3月分）とします。

21 遵守法令

〔法令〕

- ・ 学校給食法・食品衛生法・労働基準法等の労働関係法令・その他関連法規

〔要綱等〕

- ・ 学校給食衛生管理基準（文部科学省）
- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- ・ その他の関連要綱及び各種基準

22 リスク管理方針

契約締結後の市と受託者の主なリスク分担方針は、以下のとおりとします。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

《リスク分担方針》

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
事業中止・延期に関するリスク	市の指示によるもの	○	
	事業者の放棄、破綻		○
不可抗力リスク	天災、暴動等による履行不能	○	
許認可リスク	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変更リスク	事業内容の変更	○	
運営費上昇リスク	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷リスク	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	仕様書内容との不適合		○
需要変動リスク	実施条件を超える需要変動（※）	○	
	上記以外		○
調理事故・異物混入等リスク	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

（※）需要変動リスク（給食数の日々の変動に伴う勤務調整等）は、受託者の負担とします。ただし、実際の年間調理数が実施条件を超えるときは市の負担とします。

23 市による本事業の実施状況の監視及び評価

市は、事業契約に基づき、提出されるサービスを確認するため、本事業の実施状況の監視及び評価を次のとおり行うものとします。

（１）モニタリング

市は、受託者が提供するサービス内容の把握を目的に、定期的又は随時に監視及び評価を行うものとします。

（２）改善指導・改善指示等

事業契約書及び仕様書等で定められたサービス水準を充足していないことが判明した場合は、市は改善指導や改善指示を行い、それに従わない場合は契約解除や一部契約解除等の措置をとることがあります。

24 契約書作成の可否等

受託業者決定後に契約書の作成は必要となります。

25 その他の留意事項

（１）手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（２）契約保証金

阿蘇市財務規則 66 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結時までに納付することとします。ただし、次に掲げる場合には、契約保証金を免除することができるものとします。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約の締結をしたとき。

イ 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を

数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 履行保証人

契約には、二次審査の対象となった業者、若しくは受託業者と同等の業務遂行能力を有すると市が認めた業者の中から1社を履行保証人として立てるものとします。

(4) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

(5) 提出された申請書等及び提案書等は、返却しないものとします。

(6) 提出された申請書等及び提案書等は、プロポーザル参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しないものとします。

(7) 提案書の提出後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めません。
また、提案書に記載した配置予定の業務責任者等は、原則として変更することはできないものとします。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由がある場合には、市長が同等以上の経験及び資格を持つものと認めたものに限り変更ができることとします。

(8) 提案書に虚偽を記載した場合は、プロポーザル参加又は提案を無効とします。

(9) 審査結果に対する意義は、一切受け付けないものとします。